

# 新潟県柏崎市議会議員倫理条例

## 前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 議員倫理（第4条－第7条）

第3章 審査請求及び議員倫理審査会（第8条－第13条）

第4章 雑則（第14条・第15条）

## 附則

柏崎市議会が目指している市民参加と開かれた議会は、議員に対する市民の揺るぎない信頼があって初めて実現できるものである。

柏崎市議会議員は、市民から正当に選挙された者として、全ての市民の包括的な利益を最優先としなければならない。

そのためには、議員は公職者としての高い倫理観と深い見識により、自ら考える明確な議員倫理基準に基づき、誇りと自信を持って市政を担いつつ、説明責任を果たしていくことが必要である。

ここに、議員と市民との信頼関係を築く基盤として、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、議会を構成する議員が、市民全体の代表者として、また、市民全体の奉仕者として議員活動を行う際に遵守すべき事項について定めるとともに、市民が議員活動について説明を求める機会を保障することにより、議員が市民から信頼を得る基盤を作り、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

### （議員の責務）

第2条 議員は、市政に関わる権能と責務を深く自覚し、第4条に規定する議員倫理基準を遵守して活動しなければならない。

2 議員は、自ら研さんを積み、資質を高めるとともに、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、その品位の向上に努めなければならない。

3 議員は、法令及び条例を遵守し、公正な職務執行を妨げるいかなる不当な要求にも屈してはならない。

(市民の役割)

第3条 市民は、主権者として公共の利益を実現する自覚を持ち、議員に対し、その権限又は地位による影響力を不正に行使させるような働きかけをしてはならない。

## 第2章 議員倫理

(議員倫理基準)

第4条 議員は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、公職選挙法(昭和25年法律第100号)、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)など公職にある者に対して適用される法律その他の関係法令(条例及び規則等を含む。)のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 議員の職務に関して不正の疑惑を持たれる行為をしないこと、及びその権限又は地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (2) 市(市が設立した公社又は市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資し、若しくは拠出している公益法人、株式会社及び有限会社を含む。第6条において同じ。)の請負契約(下請負を含む。)、一般物品納入契約、業務委託契約及び指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の指定に関して、特定の個人、企業、団体等のために有利な取り計らいをし、妨害し、又は排除する等の働きかけをしないこと。
- (3) 市の職員の適正な職務の遂行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけをしないこと。
- (4) 市の職員の採用、昇格又は異動に関して、紹介又は推薦をしないこと。
- (5) 嫌がらせ、強制、圧力をかける行為、セクシャルハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
- (6) 柏崎市議会の品位と名誉を著しく損なう行為を行わないこと。

(議員の要請等に対する記録)

第5条 議長は、議員が行う職員等に対する口頭による要請に対して、

日時、要請内容、対応等を記録した文書を作成することを当該職員等の任命権者等に求めるものとする。

(市の許認可が必要な事業を営む法人等の代表者等就任の届出)

第6条 議員は、市の許認可が必要な事業を営む法人その他の団体又は市から補助金等の交付を受け、若しくは受けようとする法人その他の団体の代表者又は役員に就任したときは、その就任の日から30日以内に、その事実を証する資料を添付して議長にその旨を届け出なければならない。代表者又は役員を退任したときも、同様とする。

(公共事業等の請負契約等及び指定管理者の指定における自粛の要請)

第7条 議員は、市が行う公共事業等の請負契約等又は指定管理者の指定について、議員の配偶者若しくは2親等内の血族又は同居親族が経営する企業に対し、地方自治法第92条の2に規定する趣旨を尊重し、それらの自粛を求めるよう努めるものとする。ただし、災害等により緊急を要する場合は、この限りでない。

### 第3章 審査請求及び議員倫理審査会

(審査請求の手続)

第8条 市民又は議員は、議員に第4条に規定する議員倫理基準に違反する事実(以下「議員倫理基準違反」という。)があると認めるときは、これを証する資料を添えて、市民にあっては柏崎市議会議員の選挙権を有する者の50人以上の者の連署、議員にあっては議員定数の12分の1以上の議員の連署をもって、その代表者から議長に対し、議員倫理基準違反の事実確認の審査を請求することができる。この場合において、代表者は、柏崎市議会議員の選挙権を有する者又は議員に対し、署名をし印を押すことを求めなければならない。

2 前項の連署のため署名を収集しようとする者は、あらかじめ同項の規定による審査の請求(以下「審査請求」という。)の内容を定め、議長に届け出なければならない。この場合において、署名収集の開始後は、当該審査請求の内容を変更してはならない。

3 署名の収集は、前項の規定による議長への届出の日から30日以

内に行わなければならない。

- 4 地方自治法第80条第4項で準用する同法第74条第7項の規定の例により、同項で定める期間は、署名を求めることができない。
- 5 審査請求は、第3項に定める署名収集期間が終了する日の翌日から起算して5日を経過する日までに行わなければならない。
- 6 審査請求をするに当たっては、議員に議員倫理基準違反があると認めるに足る根拠に基づき、誠実に行うよう努めなければならない。
- 7 審査請求は、議員倫理基準違反があった日から1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があると議長が認めたときは、この限りでない。
- 8 議長は、市民から審査請求を受けたときは、直ちに選挙管理委員会に対し、審査請求書に連署した者が柏崎市議会議員の選挙権を有しているかどうかの確認を求めるものとする。

(議員倫理審査会の設置等)

第9条 議長は、審査請求を受けたときは、これを審査するため、議会に柏崎市議会議員倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置するとともに、その事案について審査を付託するものとする。

- 2 審査会の委員定数は8人以内とし、議員の中から議長が議会運営委員会に諮って選任する。ただし、審査の対象となっている議員(以下「被請求議員」という。)及び審査請求をした議員は、委員となることができない。
- 3 審査会の委員の任期は、当該事案の審査終了時までとする。
- 4 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 5 審査会の委員は、公平かつ適正にその職務を遂行しなければならない。
- 6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(議員倫理審査会の職務等)

第10条 審査会は、前条第1項の規定により付託された事案について、当該審査請求の適否及び当該審査請求に係る議員倫理基準違反について審査を行う。

- 2 審査会は、前項の審査を行うため、被請求議員、審査請求した者

及びその他関係人に対し事情聴取等必要な調査を行うことができる。

3 審査会は、第1項の審査を行うため、専門的知識を有する者を参考人として出席させ、意見を聴くことができる。

4 審査会は、委員長が招集し、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

5 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

6 審査会の会議は、公開する。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(被請求議員の協力義務及び弁明)

第11条 被請求議員は、審査会から審査に必要な資料の提出又は審査会への出席を求められたときは、これに応じなければならない。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

2 被請求議員は、審査会において口頭又は書面において弁明することができる。

3 審査会は、被請求議員が第1項に規定する資料の提出若しくは出席の要求を拒否したとき、又は虚偽の陳述をしたときは、その旨を議長及び議会に報告する。

(審査結果の報告)

第12条 審査会は、審査会を設置した日から90日以内に、付託された事案の審査を終え、議長に審査結果を文書で報告しなければならない。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りでない。

2 議長は、前項の規定による報告を受けた日から7日以内に議会に報告するとともに、議会に付議すべき事件に定める。

(議会の職務及び措置)

第13条 議会は、議員倫理基準違反の存否を確認しなければならない。

2 前条第2項の規定により付議された事件の対象となっている議員(以下「対象議員」という。)は、議会の同意を得て、会議に出席し、弁明することができる。

3 議会は、第1項の規定により議員倫理基準違反があると確認した

場合においては、対象議員に対し必要な措置を講じなければならない。

- 4 前項の規定による対象議員に対する措置の種類は、次のとおりとする。
  - (1) 議長による厳重注意
  - (2) 陳謝文の提出及び議場での朗読
  - (3) 議会役職の辞任勧告
  - (4) 議員辞職勧告
- 5 議会は、第1項の規定により議員倫理基準違反がないと確認した場合においては、対象議員の名誉回復のために必要な措置を講じなければならない。
- 6 議長は、第3項及び前項の議決があったときは、その内容を第8条第1項の規定により審査請求をした市民又は議員の代表者に通知するとともに、公表するものとする。
- 7 議長は、第3項及び第5項の規定による確認があったときは、議会の品位及び名誉を守り、かつ、市民の信頼を回復するために必要な措置を講じなければならない。

#### 第4章 雑則

(条例の改正)

第14条 議会は、この条例について社会情勢の変化等により改正の必要が生じたときは、速やかに改正しなければならない。

(その他)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第8条第1項の規定は、この条例の施行日前になされた行為については、適用しない。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正)

3 新潟県柏崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

地方公務員法第8条第6項の規定により 出頭した証人	〃
------------------------------	---

」

を

「

地方公務員法第8条第6項の規定により 出頭した証人	〃
新潟県柏崎市議会議員倫理条例第10条第 2項又は第3項の規定により出頭した者	〃

」

に改める。